

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

2020年3月25日

ジャパンベストレスクューシステム株式会社  
ライフテック領域

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いが一時的に困難な事情があるお客さまに対して、経済産業省より支払猶予等に係る要請を受け、以下のとおり特別措置を実施することといたしました。

### (1) 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」又は「総合支援資金」の貸付を受けているお客さま、且つ弊社へお申し出いただいたお客さま

### (2) 特別措置実施内容

電気料金の支払期日延長

・2020年3月分・4月分及び5月分の電気料金について、支払期日をそれぞれ1ヶ月延長する。

(3月分は、支払義務発生日が2020年3月19日以降のお客さまに限る。)

### <参考>

経済産業省(2020年3月19日発表)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

《お客さまからのお問い合わせ先》

JBEPS お客さまサポート窓口

E-mail : jbeeps\_support@jbr.co.jp

T E L : 0570-094-279

受付時間 : 10 : 00 ~ 18 : 00 (土日・祝日は除きます)